

「大久保谷川クリーンクラブ」規約

(名称)

第1条 本会は、大久保谷川クリーンクラブという。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、阿波市阿波町南整理76番地の4に置く。

(目的)

第3条 大久保谷川の環境をよくすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大久保谷川の清掃活動
- (2) 会報 (OCC ニュース) の発行。
- (3) 研修会を行う。
- (4) 企画・交流会を行う。
- (5) 普及・啓発活動
- (6) その他目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同するもので組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名
監 事	2名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第8条 会長は、必要に応じ役員会を開催する。

(総会)

第9条 総会は毎年1回開催する。

(経費)

第10条 会の運営費は会員の会費及び補助金、寄付金、イベント料金等で支弁する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則) この規約は、平成19年4月1日から施行する。